

地震関係のお知らせ

**♥** 国民年金保険料の免除

被災者で、国民年金保険料を納めることが難しい場合は、免除制度があります。  
**■**年金手帳の添付は不要です。  
**■**被災状況届に必用事項を記載し添付してください(被災状況届用紙は市役所にあります)。  
**■**申請が遅れた場合でも、やむをえない事情があると認められた場合は、20年5月分から免除します。  
**■**申請書の備考欄に「岩手・宮城内陸地震による災害」と記載ください  
 ※学生納付特例申請者も同様です。  
**◎問い合わせ先**…一関社会保険事務所 ☎23-4246

**♥** 応急給水による水道料金減免

地震による井戸枯れや濁りなどで自家用水道が使えなくなった人に対し、地域の集会施設や個人宅で飲料水を給水した場合、その給水により増額になった分の水道料金を減免します。  
 該当する集会施設や個人は、下記の事項を連絡ください。  
**■連絡事項**…①給水施設および個人宅の名称、所在地②利用者の住所、氏名(わかる範囲で)③利用期間  
**◎問い合わせ先**…本庁業務課料金係

**♥** 電気料金その他の特別措置

被災者からの申し出があった場合、  
 ▷電気料金の早収期間および支払期限の延伸▷不適用月の電気料金の免除▷工事費負担金の免除▷臨時工事費の免除…などの特別措置を講じます。詳しくは問い合わせください。  
**◎問い合わせ先**…東北電力(株)コールセンター ☎0120-175-466 (祝日除く)  
**◎申込先**…東北電力(株)一関営業所お客様センター (田村町 8-10)

**♥** 離職者対策資金利子補給

「岩手県離職者対策資金」の貸し付けを受けた人に、利子補給を行っています。既存の制度ですが、地震災害に関連する離職者にも適用されます。  
**■対象**…市内に居住する、岩手県離職者対策資金の貸し付けを受けた人  
**■利子補給率・期間**…貸付利率と同率(信用保証料を含む)・資金の貸付期間  
**■利子補給額**…毎年1月1日から12月

31日までに支払った利息および信用保証料の合計額  
**◎問い合わせ先**…本庁労働政策室 ☎21-8460  
**【岩手県離職者対策資金】**  
 離職後1年以内で、求職活動を行っている人などに対し、生活資金として50万円を上限に融資する制度です。詳しくは問い合わせください。  
**◎問い合わせ先**…東北労働金庫一関支店 ☎23-4540、同千厩支店 ☎53-2283

**♥** 就学費用の一部を援助

地震による被害により経済的に困窮することになった市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、一定の要件を満たす場合、就学に要する費用の一部を援助します。  
**◎問い合わせ先**…各小中学校または市教育委員会学校教育課 ☎25-6593

**♥** 災害復興住宅融資

地震により住宅に被害を受けた人に対し、災害復興住宅の建設資金などの融資を行います。  
**■融資対象**…▷建設・購入の場合:住宅が「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた人▷補修の場合:住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の交付を受けた人  
**■融資内容**…▷建設資金(木造)の場合:融資限度額1400万円、融資金利率2.3%、返済期間10~25年▷補修資金(木造)の場合:融資限度額590万円、融資金利率2.3%、返済期間1~20年  
**◎問い合わせ先**…住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353

**♥** 障害基礎年金などの支給停止解除

被災者で、18年の所得を理由に支給が停止されている障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢福祉年金、特別障害給付金の受給権者が、住宅・家財などの財産の価格の半分以上の損害を受けた場合には、受給権者からの届け出に基づき、20年6月から21年7月までの年金が支給されます。  
 ただし、所得申告の結果、20年中の所得(総所得額から損害額を差し引いた額)が所得制限の額を超える場合は、支給停止解除により給付となった分を20年6月にさかのぼって返還いただく場

合もあります。  
**◎問い合わせ先**…一関社会保険事務所 ☎23-4246

**♥** 真湯山荘休館

地震による被害のため、「真湯山荘」を当分の間、休館します。  
**◎問い合わせ先**…一関地方森林組合 ☎33-2030

**☎** 地震相談窓口

今回の地震に伴う被害などの相談やお困りのことについての総合窓口です。  
**◎相談先**…災害対策本部内災害相談窓口 ☎21-2111

**☎** こころの相談窓口

自然災害などショックな出来事を経験すると、私たちの心と体にはさまざまな変化が起こります。  
 「ぼうっとする」「眠れない」「誰とも話す気になれない」など、気になる症状がある場合は気軽に相談ください。  
**◎相談先**…▷災害時ストレス健康相談電話(県精神保健福祉センター) ☎019-651-1421 (毎日 9:00~17:00)▷一関保健所 ☎26-1415 (☎~☎ 8:30~17:00)▷一関保健センター ☎21-2160 (☎~☎ 8:30~17:00)

**☎** 特別住宅相談会

地震に係る住宅の修理や資金融資などについての相談会を催します。事前予約(7月24日☎まで)を優先します。  
**■日時**…7月25日☎10:00~16:00  
**■会場**…本庁3階小会議室  
**◎予約先・問い合わせ先**…本庁建築住宅課 ☎21-8532

**☎** 特別労働相談

地震に関連した、さまざまな労働・雇用面の相談に応じます。  
**■内容**…▷震災に関連した賃金・解雇など労働条件▷震災で被災した事業所の雇用維持▷震災により離職した労働者に対する職業紹介…など  
**◎相談先**…一関労働基準監督署 ☎23-4125、ハローワーカー一関 ☎23-4135、同千厩出張所 ☎53-2099

ふるさと納税

応援ください「ふるさと納税」の仕組み

ふるさと納税とは、ふるさとを応援したい「ふるさと」に「ふるさと納税」として、ふるさとを応援したいという皆さんの思いをかたちにしようとするもので、生まれ育ったふるさとなどの地方公共団体に寄附を行うと、現在お住まいの市町村の住民税や所得税が軽減される(※)制度です。

市は、これに伴い「一関市ふるさと応援寄附条例」を定めました。市外に在住のお知り合いなどにお知らせくださるようお願いいたします。  
 寄附金は基金として管理し、五つの事業(左表に役立たせていただきます。どの事業に活用するかは、寄附を申し込む際に

選択していただきます。

寄附申し込みの流れ

**1**「ふるさと応援寄附申込書」の提出  
 寄附を希望する人は、電話、ファクス、電子メールなどで市へ

連絡ください。  
 市から「一関市ふるさと応援寄附のご案内」「一関市ふるさと応援寄附申込書」「郵便払込取扱票」を郵送します。(申込書は市のホームページからもダウンロードできます)  
 申込書に必要事項を記入し、郵便、ファクス、電子メールで提

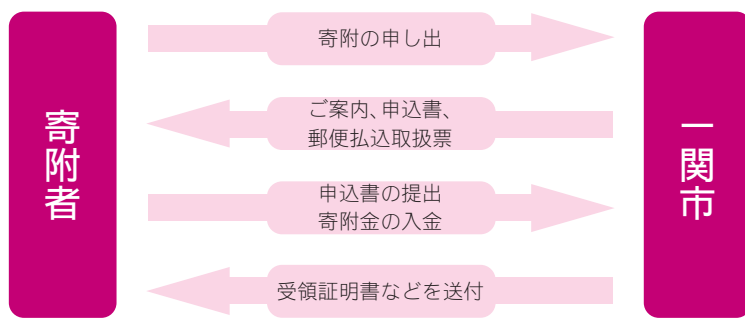
出していただきます。

**2** 寄附金の入金  
 ①郵便払込取扱票による方法:市から郵送された「郵便払込取扱票」により、ゆうちょ銀行(郵便局)で払い込みください。手数料はかかりません。  
 ②金融機関からの振り込みによる方法:金融機関に備え付けの「振込依頼書」で振り込みください。振込先は市が送付する「ご案内」に記載しています。なお、手数料は負担いただくこととなりますのでご了承ください。  
 ③現金書留による方法:一関市企画調整課あてに送金ください。  
**3** 寄附金の受領を証明する書類などの送付  
 寄附金の入金を確認した後、市から受領を証明する書類などを郵送します。  
 ◎市の証明書は、寄附をした翌年の税の申告の際に提出すると控除が受けられますので、大切に保管してください。申告をしなければ税の控除は受けられませんので注意願います。  
 ※ おおむね寄附をした金額から5000円を引いた金額が所得税と住民税から控除されるもの

■基金活用事業

| 事業名                           | 主な内容   |
|-------------------------------|--|
| <b>1</b> ふるさとの歴史と自然を大切に事業     | ○中世の景観が現存する「骨寺村荘園遺跡」を大切に守り、後世に継承<br>○ふるさとの伝統的な祭りや芸能を後世に継承<br>○ふるさとの里山と自然を守る  |
| <b>2</b> ふるさとの産業を元気にする事業      | ○一ノ関駅周辺を整備し、岩手を訪れる皆さんを心から歓迎<br>○秘湯「須川・真湯」温泉郷や室根山など豊かな自然を活用した観光の振興<br>○企業の誘致を進め、若者が元気に働き、活力に満ちたふるさとづくり<br>○安心安全な農産物の生産<br>○豊かな自然がはぐくむ素晴らしい農畜産物のブランド化を進め、全国に発信 |
| <b>3</b> ふるさとの子どもと高齢者の笑顔が輝く事業 | ○子育て支援を行い、健やかな子どもたちをはぐくむふるさとづくりを推進<br>○子どもたちが「都市と農村の交流」「国際交流」などを通して、さまざまな経験を積む<br>○ふるさとを大切に守ってきた高齢者が健康で安心な生活を送る  |
| <b>4</b> ふるさとのスポーツと文化をはぐくむ事業  | ○文化・情報拠点としての「図書館」整備と図書の実用を推進<br>○生涯を通してスポーツに親しむ環境づくりの推進<br>○大学などのスポーツ合宿を誘致できる環境整備の推進   |
| <b>5</b> その他市政の推進に資する事業       | 市政を進める上で必要な事業に活用   |
| <b>6</b> 市長が1から5までの事業から指定     | 指定がない場合、上記1から5までの事業の中から市長が指定   |

■寄附申し込みの流れ



◎問い合わせ先  
 本庁企画調整課企画調整係  
 ☎208641